

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 7 月 13 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700017 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700066 号

第 1 結論

1 請求者の A 社における別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑧までに係る賞与支給日の標準賞与額を、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑧までに係る賞与支給日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑧までに係る賞与支給日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者の A 社における別表の第 1 欄に掲げる請求期間④に係る賞与支給日の標準賞与額を、同表の第 3 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

訂正後の別表の第 3 欄に掲げる標準賞与額 (上記 1 の訂正後の同表の第 2 欄に掲げる標準賞与額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求者の B 社における別表の第 1 欄に掲げる請求期間⑨から⑯までに係る賞与支給日の標準賞与額を、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第 1 欄に掲げる請求期間⑨から⑯までに係る賞与支給日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第 1 欄に掲げる請求期間⑨から⑯までに係る賞与支給日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 15 日

- ② 平成 15 年 12 月 15 日
- ③ 平成 16 年 7 月 15 日
- ④ 平成 16 年 12 月 14 日
- ⑤ 平成 17 年 7 月 15 日
- ⑥ 平成 17 年 12 月 15 日
- ⑦ 平成 18 年 7 月 14 日
- ⑧ 平成 18 年 12 月 14 日
- ⑨ 平成 19 年 7 月 13 日
- ⑩ 平成 19 年 12 月 14 日
- ⑪ 平成 20 年 7 月 15 日
- ⑫ 平成 20 年 12 月 15 日
- ⑬ 平成 21 年 7 月 15 日
- ⑭ 平成 21 年 12 月 15 日
- ⑮ 平成 22 年 7 月 15 日
- ⑯ 平成 22 年 12 月 15 日

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、請求期間①から⑧までについては、A社から、請求期間⑨から⑯までについては、B社からそれぞれ賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間①から⑯までの標準賞与額の記録がない。調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しなくても事実即した標準賞与額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち請求期間①から⑧までについては、請求者から提出された当該期間の賞与に係る給料明細書（写）及び給与明細書（夏期賞与・冬期賞与）（写）、金融機関から提出された請求者の当該期間に係る預金取引明細表（写）、同僚から提出された当該期間に係る給与明細書（夏期賞与・冬期賞与）（写）並びに平成 15 年から平成 18 年までに係る源泉徴収票（写）の支払者欄及び摘要欄の記載等により、請求者は、A社から当該期間に賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、請求期間⑥及び⑦の賞与支給日については、請求者から提出された上記給与明細書（写）の日付が金融機関から提出された上記預金取引明細表（写）の振込日と相違しているが、実際の賞与の支払日が確認できる上記預金取引明細表（写）の振込日から、別表の第1欄に掲げる賞与支給日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から③まで及び請求期間⑤から⑧までに係る標準賞与額については、請求者から提出された上記給与明細書（写）において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控

除額から、また、請求期間④に係る標準賞与額については、上記給与明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答がなく、A社の取締役は、請求期間①から⑧までの賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間のうち請求期間④については、請求者から提出された当該期間に係る給与明細書（冬期賞与）（写）、金融機関から提出された請求者の当該期間に係る預金取引明細表（写）及び同僚から提出された当該期間に係る給与明細書（冬期賞与）（写）により、別表の第3欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

このため、請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間④に係る賞与支給日の標準賞与額を同表の第3欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、訂正後の別表の第3欄に掲げる標準賞与額（上記1の訂正後の同表の第2欄に掲げる標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち請求期間⑨から⑯までについては、請求者から提出された当該期間に係る給与明細書（夏期賞与・冬期賞与）（写）、金融機関から提出された請求者の当該期間に係る預金取引明細表（写）並びに平成19年から平成22年までに係る源泉徴収票（写）の支払者欄及び摘要欄の記載により、請求者は、B社から当該期間に賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、請求期間⑩、⑪、⑬、⑮及び⑯については、請求者から提出された上記給与明細書（写）の日付が金融機関から提出された上記預金取引明細表（写）の振込日と相違しているが、実際の賞与の支払日が確認できる上記預金取引明細表（写）の振込日から、別表の第1欄に掲げる賞与支給日とすることが妥当である。

また、請求期間⑨から⑯までの標準賞与額については、上記給与明細書（写）において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑨から⑯までの賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資

料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

別表

請求対象 事業所名	第1欄		第2欄	第3欄
	請求期間	賞与支給日	標準賞与額	標準賞与額
			厚生年金特例法	厚生年金保険法 第75条本文
A社	①	平成15年7月15日	4万円	—
	②	平成15年12月15日	10万円	—
	③	平成16年7月15日	10万円	—
	④	平成16年12月14日	12万7,000円	13万円
	⑤	平成17年7月15日	12万円	—
	⑥	平成17年12月14日	12万円	—
	⑦	平成18年7月13日	12万円	—
	⑧	平成18年12月14日	12万円	—
B社	⑨	平成19年7月13日	12万円	—
	⑩	平成19年12月13日	12万円	—
	⑪	平成20年7月14日	12万円	—
	⑫	平成20年12月15日	12万円	—
	⑬	平成21年7月14日	12万円	—
	⑭	平成21年12月15日	12万円	—
	⑮	平成22年7月14日	10万5,000円	—
	⑯	平成22年12月14日	10万5,000円	—

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700038 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (脱) 第 1700001 号

第1 結論

昭和 31 年 4 月 9 日から昭和 38 年 2 月 1 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 31 年 4 月 9 日から昭和 38 年 2 月 1 日まで

年金記録を確認した際に、請求期間について脱退手当金を受給したことになっていたが、私は脱退手当金をもらった記憶がないので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の請求者が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和 38 年 2 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 59 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、51 名に脱退手当金の支給記録があり、うち 43 名が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている上、支給決定日が同日となっている同僚が複数見受けられ、請求者についても、請求者と近接した時期に資格喪失した同僚と同日付けで支給決定されていることを踏まえると、当該事業所においては、脱退手当金について、事業主による代理請求が行われていたものと考えられ、請求者についても当該代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、請求者の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 4 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、請求者から事情を聴取しても、受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。